

令和2年度 事務事業総点検シート(1)
[令和元年度事務事業]

一般会計				事務事業分類	B 法定義務等事業
事務事業名	特定不妊治療費助成事業			シート番号	014-011
担当部署名	子ども青少年	局	子ども青少年育成	部	子ども育成
				課	評価責任者(課長名)
					橋本

Ⅰ. 基本情報

基本情報	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	3	次代を担う子どもを健やかにはぐくみます	後期実施計画の位置付け
			施策	1	子育て世帯への支援と負担の軽減	有
	2	事業開始年度	平成 16 年度		終了(予定)年度	— 年度
	3	根拠法令等(法令、条例、規則、要綱等)	母子保健医療対策総合支援事業実施要綱、堺市特定不妊治療費助成事業の実施に関する要綱			
	4	関連計画				
5	事業実施の経緯	子どもを持ちたいにもかかわらず子どもに恵まれない夫婦は10組に1組ともいわれられており、多くの夫婦が不妊に悩み、不妊治療を受ける夫婦も年々増加している。一方で、経済的な理由から十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるをえない方も少なくないことから、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、平成16年度に国において特定不妊治療費助成事業実施要綱(現 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱)が定められ、これに基づき本市においても同事業を実施。				

Ⅱ. 事業概要

事業概要	6	事業の実施主体(誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input checked="" type="checkbox"/> 各区 <input type="checkbox"/> 出先機関 () <input type="checkbox"/> 市外郭団体 <input type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input type="checkbox"/> その他 ()				
	7	事業の対象(誰を、何を対象としているのか)	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断され、特定不妊治療を受けた法律上の夫婦が対象				
	8	事業の目的(どのような状況にしたいのか)	安心して子どもを産み育てられる環境整備の一環として、医療保険が適用されず、1回の治療費が高額な特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦が経済的理由により治療を断念することがないよう、その経済的負担の軽減を図る。				
	9	事業内容(スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど)	法律上の夫婦に対して、指定医療機関で受けた特定不妊治療及び特定不妊治療の過程における男性不妊治療(精子を精巣又は精巣上体から採取する手術)にかかった費用の一部助成を下記のとおり実施 ・助成上限額 1回の治療につき15(初回のみ30)万円(一部の治療法は7万5千円)まで ・所得制限 夫婦合算した前年の所得が730万円未満 ・助成回数 ▶初めて助成を受ける(た)治療開始時点での妻の年齢が40歳未満である場合＝通算6回まで助成 ▶初めて助成を受ける(た)治療開始時点での妻の年齢が40歳以上43歳未満である場合＝通算3回まで助成 ▶治療開始時点での妻の年齢が43歳以上＝対象外 <input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他 ()				
10	直接実施以外の主な支出先						

Ⅲ. 投入量

事業コスト	項目	単位	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度
			予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算
11	事業費 (a)	千円	162,622	156,470	154,897	168,335	164,397	164,136	177,645
	主な事業費内訳								
	補助費	千円	162,375	156,328	154,650	168,179	164,100	163,910	177,375
	需用費	千円	90	68	90	73	85	75	96
	役務費	千円	112	74	101	83	100	95	118
	報酬	千円	56	0		0	112	56	56
	国・府支出金	千円	81,311	78,235	77,448	84,167	82,198	83,712	88,822
財源内訳	受益者負担金(使用料、手数料等)	千円							
	市債	千円							
	その他()	千円							
	一般財源	千円	81,311	78,235	77,449	84,168	82,199	80,424	88,823
12	人件費 (b)	千円	5,789	5,789	5,609	5,609	5,539	5,539	4,421
13	総コスト(c)=(a)+(b)	千円	168,411	162,259	160,506	173,944	169,936	169,675	182,066

令和2年度 事務事業総点検シート(2)

事務事業名	特定不妊治療費助成事業	シート番号	014-011
-------	-------------	-------	---------

Ⅳ. 評価(測定・分析)》

ロジックモデルの考え方



事業の活動実績や成果

令和元年度実績								
活動実績と成果	14	不妊治療のうち1回の治療費が高額である特定不妊治療(対外受精及び顕微授精)について、経済的負担軽減を図ることを目的とし、治療に要する費用の一部助成を行った。 助成件数は、上昇傾向にある。						
	15	指標名【活動指標】	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		助成件数	件	目標値	896	919	955	1,007
				実績値	919	955	1,007	
				達成率	103%	105%	105%	
				評価	良い	良い	良い	
	算出方法・設定根拠など		助成件数の目標値の設定は困難なため、前年度実績を目標値とした。					
	16	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
			目標値					
			実績値					
達成率								
評価								

事業の効率性

		区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
17	①	助成件数	件	919	955	1,007	
	②	上記①にかかる年間経費	千円	162,259	173,944	169,675	
	③	単位当たり経費(②÷①×1,000円)	円/単位	176,560	182,140	168,496	
	備考(算出についての説明等)						
18			区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	①						
	②	上記①にかかる年間経費	千円				
	③	単位当たり経費(②÷①×1,000円)	円/単位				
	備考(算出についての説明等)						

業績の分析

		目標を達成できた、または達成できなかった要因や効率性についての分析 (その他、関連情報に基づいた分析)
19		助成件数は、事業開始(平成16年度)以降年々増加しており、晩婚化や高齢での出産の増加により、不妊治療を受ける夫婦が年々増加しているものと考えられる。

- 【分析のチェックポイント】**

 - 事業の達成度はどうでしたか。
 - 5W2Hを踏まえて、実施過程に問題はありましたか。
 - 資源投入は適切でしたか。
 - 事前想定できない外的要因の影響はありましたか。
 - 有効性は高いですか。低いですか。
 - 効率性は向上していますか。
 - RPA等をはじめとするICTを活用する余地はありましたか。
 - ターゲットに応じた最適媒体の選定など、戦略的な広報ができていましたか。

令和2年度 事務事業総点検シート(3)

事務事業名	特定不妊治療費助成事業	シート番号	014-011
-------	-------------	-------	---------

《V. 点検》

＜点検の前提＞

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の財政運営は今後一層厳しくなる
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立をめざす

○上記「点検の前提」を踏まえ、事業の抜本的な見直しを検討するもの。

⇒

<input checked="" type="checkbox"/>	確認
-------------------------------------	----

コロナ禍を踏まえた点検（必要性・有効性・効率性）	20	本市財政運営が厳しくなることが想定される中、当該事業を廃止できないか。	事業廃止の可能性 <input type="checkbox"/> 廃止できる <input checked="" type="checkbox"/> 廃止できない	廃止した場合に市民生活等に及ぼす具体的な影響 当該事業は、国の母子保健医療対策総合支援事業実施要綱に基づき、全国的に実施している制度である。特定不妊治療は、医療保険が適用されず高額な治療であるため、助成制度は、子どもの出生を望んでいる夫婦にとって経済的負担の軽減につながっている。制度の廃止は多くの夫婦が治療を諦めるざるを得なくなる状況が想定され、多大な影響を及ぼすことになる。
	21	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 本市財政運営が厳しくなることが想定される中、当該事業を休止(延期)できないか。	事業休止の可能性 <input type="checkbox"/> 休止(延期)できる <input checked="" type="checkbox"/> 休止(延期)できない	休止した場合に市民生活等に及ぼす具体的な影響 子どもの出生を望む夫婦の治療スケジュールに大きな影響を及ぼす。
	22	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 本市財政運営が厳しくなることが想定される中、事業規模を縮小するなど、コスト縮減を図ることができないか。	コストの縮減 <input type="checkbox"/> 一部廃止しコスト縮減できる <input type="checkbox"/> 一部休止しコスト縮減できる <input type="checkbox"/> 規模等を縮小しコスト縮減できる <input type="checkbox"/> 事業手法等を改善しコスト縮減できる <input checked="" type="checkbox"/> 縮減できない	縮減できる場合は具体的な縮減内容、できない場合はその理由 国の母子保健医療対策総合支援事業実施要綱に基づき、全国で実施している助成制度であるため。
	23	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 社会経済活動の維持・回復のほか、3密を避けるなどの市民や民間の活動変容への対応に向け、実施手法を改善する必要がないか。	事業手法の適切性 <input type="checkbox"/> 改善する必要がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善する必要がない <input type="checkbox"/> 既に対応できている	改善する場合は改善策、その他は理由 事業内容は、治療費の助成であるため。
	24	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 効果的・効率的な事業の実施に向け、右に掲げる視点から改善できないか。	効果的・効率的な事業実施(以下の観点で、改善する(または改善済)場合は■、改善しない(改善余地がない場合を含む)場合は□) ① <input type="checkbox"/> 公民連携の推進 ② <input type="checkbox"/> ICT活用による効率化 ③ <input type="checkbox"/> 他部局との適切な連携・役割分担 関係部署名 () 関連事業名 () ④ <input checked="" type="checkbox"/> 国・府等との適切な役割分担・連携 ⑤ <input type="checkbox"/> 他政令市等との比較におけるサービス水準の均衡 ⑥ <input type="checkbox"/> その他()	理由・説明 国の母子保健医療対策総合支援事業実施要綱に基づき、都道府県、政令市、中核市が実施主体となっており、国は2分の1の経費負担を行っている。
25	これまでの点検を踏まえ、今後の事業のあり方についてどのように考えるか。	事業の方向性 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止または延期 <input type="checkbox"/> 事業を縮小 <input type="checkbox"/> 改善して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状を継続 <input type="checkbox"/> 事業を拡充 公金投入の方向性 <input type="checkbox"/> ゼロ <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 拡大	実施年度 <input type="checkbox"/> 令和2年度 <input type="checkbox"/> 令和3年度 <input type="checkbox"/> 令和4年度以降	
		所見	引き続き適正な審査・助成を実施する。	